

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

京 都 市 人 事 委 員 会

委員長 金 川 琢 郎

京都市人事委員会規則第 6 号

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 4 号中「第 8 条第 6 項」を「第 8 条第 7 項」に改める。

第 2 条第 1 項第 20 号中「及び任用規則」を「, 任用規則」に, 「に関する」を「及び第 37 条の 2 第 2 項の規定による選考合格者の提示に関する」に改め, 同項第 21 号中「の延期」を「及び任用規則第 37 条の 2 第 3 項の規定による選考合格者の提示の延期」に改める。

附 則

この規則は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)